

環境放射線等のモニタリングについて

平成 18 年 11 月 8 日
水・大気環境局大気環境課1) 環境放射線等のモニタリング

環境省では、環境省設置法に基づき、平成13年1月から、比較的人為的影響が少ないとされる離島等（図1）で、大気中の放射性物質を日々測定するとともに、大気中の浮遊じん、陸水、土壌などを定期的に採取して分析を行う、環境放射線等モニタリング調査を実施している。

参考：環境省設置法第4条21号チ

放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定



図1 環境省が設置する環境放射線自動測定局（全12箇所）

2) モニタリング結果の公開

平成18年10月17日（火）より、取得したデータを専用のホームページ上で公開しているところ。詳細については、下記URLを参照されたい。

<http://housyasen.taiki.go.jp/>

3) 北朝鮮による地下核実験実施発表に伴う対応

10月9日の北朝鮮による地下核実験の実施発表を踏まえ、内閣官房に放射能対策連絡会議代表幹事会が設置され、当面の対応措置が申し合わせられた。

これを受けて、環境省では、10月9日から24日まで、全国12カ所におけるガンマ線などの測定間隔を、通常より短い緊急時モードに切り替えて測定を行ったところである。

測定結果については、文部科学省が他省庁の測定結果とともに取りまとめ、内閣官房が公表してきたが、全ての測定内容に関して、異常値の検出はなく、人体等への影響はないものと判断して差し支えないと考えられる。